

業 務 委 託 仕 様 書

1 事業名

水路内保護コン設置業務委託(右京区京北下中町烏谷-田貫烏谷水3号)

2 業務の目的

京北^{とりたに}田貫町烏谷に所在する水路(田貫^{からすだに}烏谷水3号)において、高水敷の裸地部に雑草が繁茂する状態となっている。この影響により、点検通路として利用している当該箇所が雑草で覆われ、適正な維持管理に支障を来している。また、通水機能の低下だけでなく、景観の悪化や隣接家屋の衛生環境の影響も懸念されることから、早急な対策が必要である。

本業務は、これらの問題を解消するため、高水敷の裸地部に保護コンクリートを施工し、適正な維持管理の確保を図るとともに、景観の改善を図ることを目的に実施するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年12月15日(火)まで

4 履行場所

【田貫烏谷水3号】

右京区京北田貫町烏谷(別紙箇所図・詳細図参照)

5 業務範囲

別紙委託箇所図・対象エリア及び写真を参照

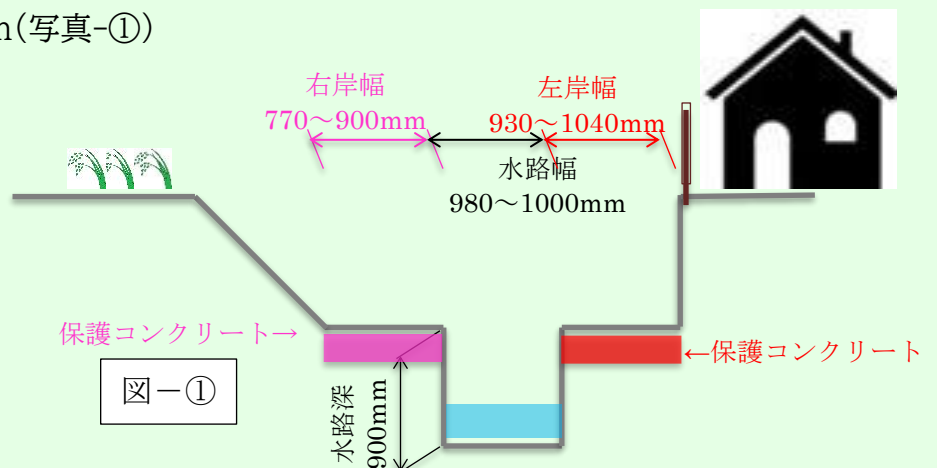
業務委託延長 右岸34m(写真-①・②)

左岸34.2m(写真-①)

右岸幅 770～900mm

左岸幅 930～1040mm

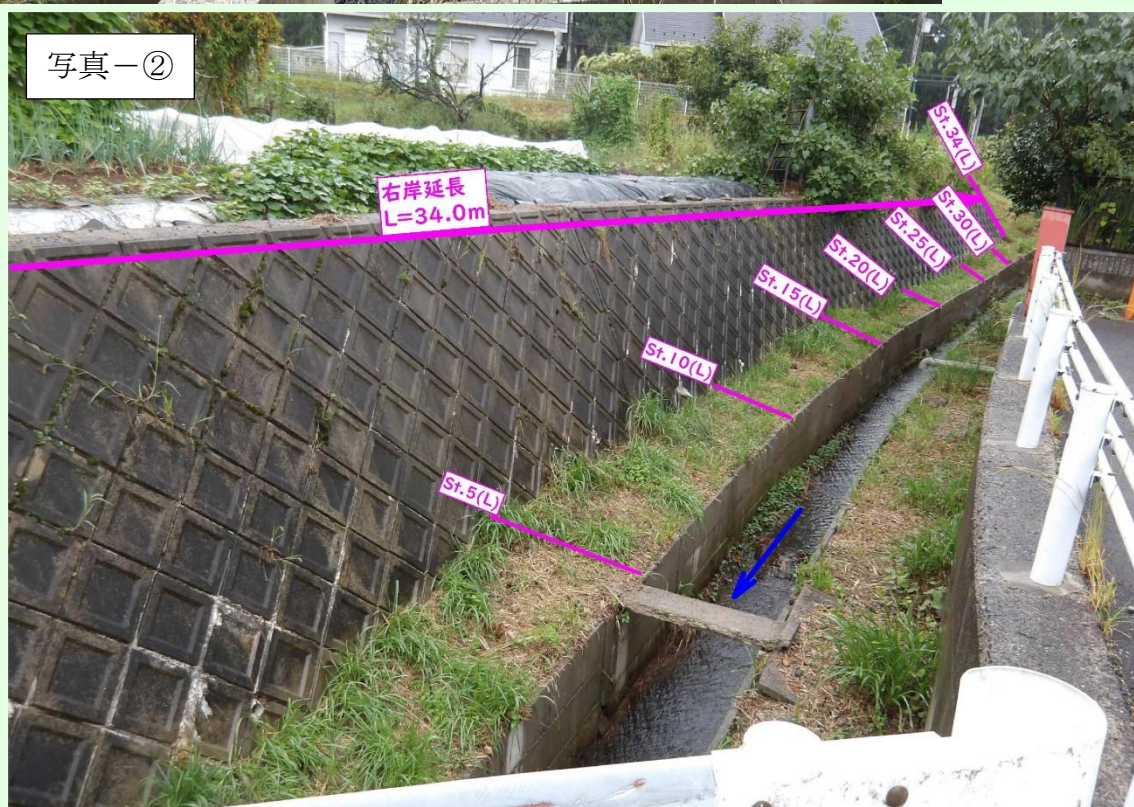
(各幅とも図-①参照)



写真－①



写真－②



6 業務内容

第2節に示した目的物設置に向けて、以下の内容を行う。

- 1) 繁茂している雑草等の除去

図-①及び下記6)に記す厚さ 100mm の保護コンクリートを施すため、左岸と右岸の対象地内に繁茂している雑草やその根を除去する。草及び根の処分については、以下に指定する置場へ運搬・仮置きを行うか、受託者で処分を行うか、どちらかの選択とする。

2) 投棄物の除去

対象箇所に投棄され、放置されたゴミの除去を行う。除去したゴミの運搬先は下記の指定場所とする。

3) コン柵渠の小割

水路上の横断、左岸や右岸に置かれている柵材のコン柵渠に関して、保護コンを施すのに支障となるため、小割りして、指定場所のコン殻置場へ運搬する(写真-③)。



4) 不陸整正

保護コンクリートの天端仕上げ用、均等に左官仕上げするため、不陸整正を行う。整正の天端ラインは柵渠点を参考とする。

5) 残土の運搬、仮置

不陸整正で生じた残土は、下記に指定した仮置き場へ運搬を行う。ただし、コンクリート仕上げに影響を及ぼさない不陸整正を行った際、残土が生じないときはこの限りではない。

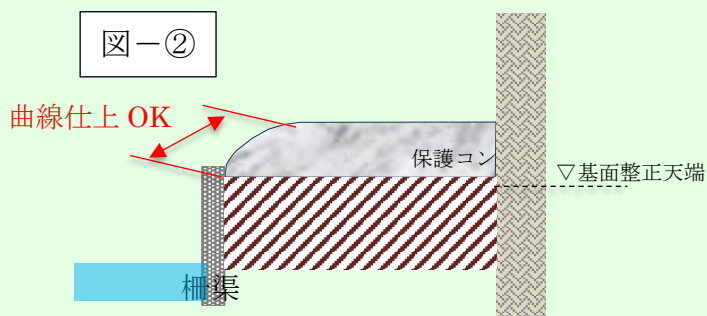
6) 天端コンクリート

厚さ(高さ)100mm 以上の保護コンクリートを打設する。配合は 18N 以上、として粗骨材は 40mm 以下であれば不問とする。

なお、柵渠天端ラインと均一としたが、不陸整正の影響により仕上げ高が変わるため、

天端高は指定しない。

水路側の端部仕上げに関して、型枠兼の面取りや、型枠無しの曲線(r-100 以内)仕上げも承認(図-②)とする。



各残材の指定置場(仮置場)

住所:右京区京北周山町東丁田

京北・左京山間部土木みどり事務所資材倉庫内の仮置場

7 見積項目

各作業工程に係る費用、交通誘導員（必要に応じて）、収集運搬費、処分材とそれ以外で生じた処分材の費用、諸経費などを必要に応じて計上する。

8 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを本職員と確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

提出する書類

1. 業務完了報告書（様式 19）

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702_11-sekkei-word.doc

2. 請求書

https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/0000300/300554/13_1seikyusyo.xls

3. 写真（着手前、完了時、履行時）※データ提出可

着手前及び完了時の写真は定点での撮影として、対比ができるようにする。

※データ提出可

※各提出する資料に記載する業務名称は、本仕様書に示した業務名のとおりとする。

9 特記事項

(費用)

- ・ 業務に要する労務費、材料費、交通誘導、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬・仮置き費用及び指定した廃材以外の処分費は本業務に含む。
- ・ 業務で生じた除草や落葉以外に、散在するごみや不法投棄物は受託者の処分とする。

(安全)

- ・ 業務にあたっては通行車両等の安全に十分配慮し、適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受託者において取得すること。取得後の許可書写しを業務前までに提出をする。
- ・ 業務は状況次第で道路規制を伴うことが想定されるため、予告看板や規制帯は第三者に対して明確に示せるよう設置位置など余裕を有して行うこと。
- ・ 業務実施者の安全管理については、受託者の責任において行うこと。
- ・ 業務中の事故をはじめとした問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受託者の責任において対応すること。

(工程)

- ・ 周辺への周知を行うため、実施予定日が確定した際は1週間前までを目途に受託者から発注者へその旨の報告を行うこと。
- ・ 可能な限り、作業当日は受託者において隣接する家屋に対して作業の伝達を行うこと。
- ・ 業務日時の周知は、予告看板を工区始終点に3日～1週間前を目途として設置すること。
- ・ 業務時間は原則として土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時の間とする。

(その他)

- ・ 水路内の除草材等は道路上での引き揚げ対応とし、民地等の敷地を使わないよう注意する。
- ・ 業務で生じた除草等は道路上に仮置きをせず、除去したその都度搬出をすること。

- ・本業務完了後、完成書類等を速やかに作成し、直接手渡しを行うか、メール※にて本市担当者に提出すること。（※keihokudoboku@city.kyoto.lg.jp）
- ・業務時は可能な限り道路を通行する車両の妨げにならないよう、十分注意し、適切に対処すること。
- ・気象状況により水路内の水かさが増している場合がある。業務に当たっては前もって気象状況を把握すること。
- ・当該地域周辺は山林が近接するエリアのため、クマの出没が想定される。適宜情報を入手し、安全確保に努めること。

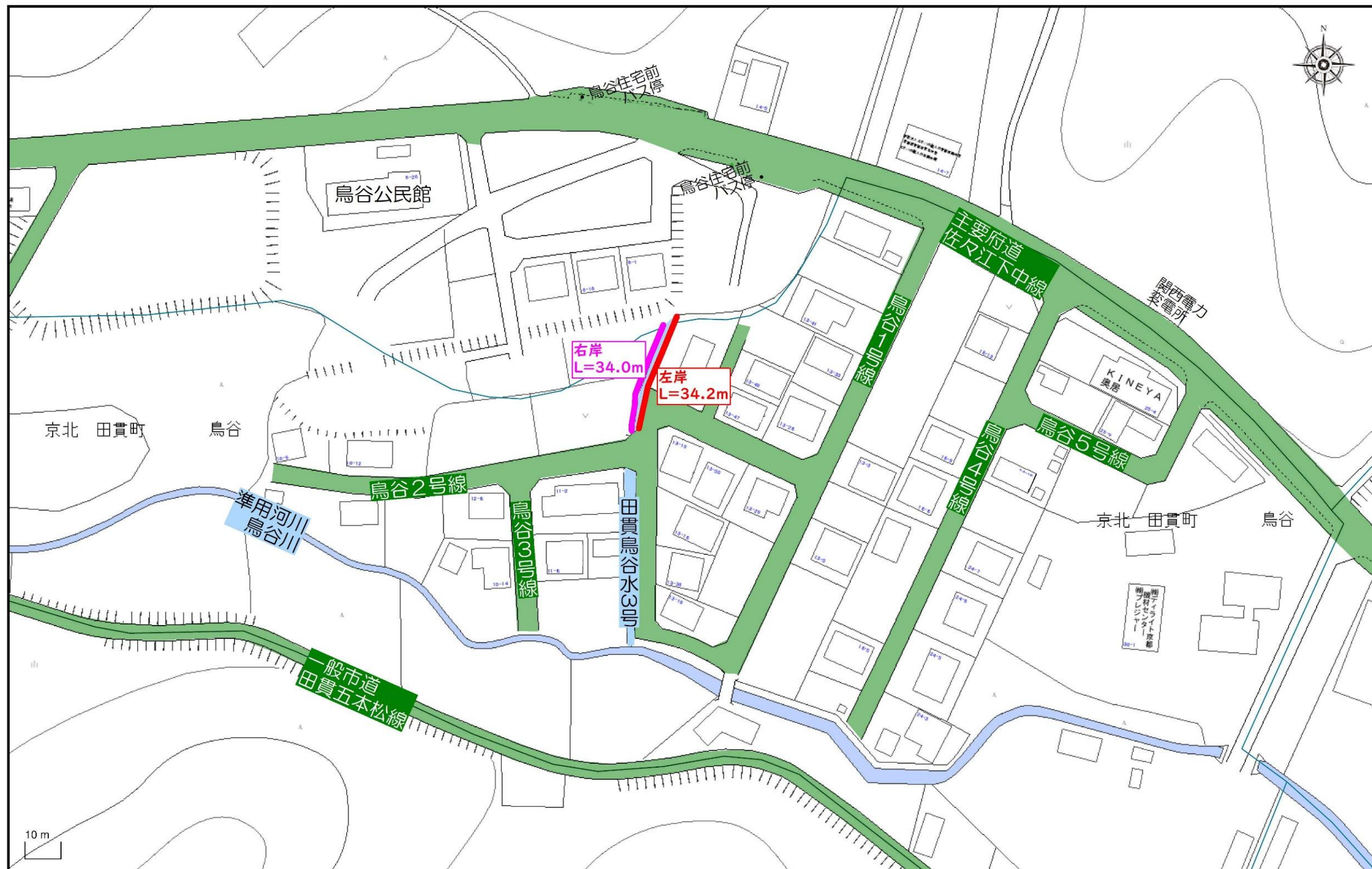
<https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-kyoto/Map?mid=676&mpx=135.63792024992009&mpy=35.15115763515358&mtp=pfm&gprj=3>

全体 位置図

業務委託箇所図（右京区京北田貫町烏谷）



詳細位置図



仮置場位置図





